

熊本県公報

第 1 2 8 1 2 号
平成 31 年(2019 年)
4 月 2 日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 特定計量器検定検査規則第 39 条第 1 項各号のいずれかに該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査…………… (産業支援課) 1
- 種畜証明書の有効期間延長…………… (畜産課) 3
- 障害者就業・生活支援センターの指定…………… (労働雇用創生課) 3
- 障害者就業・生活支援センターの指定取消…………… (//) 3
- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録…………… (高齢者支援課) 3
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (//) 3
- 八代都市計画八代港臨港地区内における分区指定の変更…………… (港湾課) 4
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 4
- 道路の区域変更…………… (//) 4
- 道路の区域変更…………… (//) 5
- 道路の供用開始…………… (//) 5
- 熊本県税のクレジットカード納付に係る指定代理納付者の指定…………… (税務課) 6

公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届…………… (商工振興金融課) 6
- 熊本県道路賠償責任保険契約に係る入札の実施…………… (道路保全課) 8
- 基本測量の終了…………… (監理課) 10
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 10
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (//) 11
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (//) 11
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (//) 11

正 誤

- 平成 29 年(2017 年)11 月 24 日告示第 1019 号(道路の区域変更) 中…………… (道路保全課) 11

告 示

熊本県告示第 348 号

計量法(平成 4 年法律第 51 号)第 19 条第 1 項の規定により特定計量器検定検査規則(平成 5 年通商産業省令第 70 号)第 39 条第 1 項各号のいずれかに該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第 21 条第 2 項の規定により公示する。

平成 31 年(2019 年)4 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 対象となる特定計量器
非自動はかり(計量法施行令(平成 5 年政令第 329 号)第 5 条第 1 号又は第 2 号に掲げるものを除く。)、分銅及びおもり
- 2 検査区域
天草市、上天草市及び苓北町
- 3 検査日等

検査日(平成 31 年(2019 年))	検査受付時間	検査場所
5 月 8 日	午前 10 時 30 分から午前 11 時 30 分まで	湯島出張所
5 月 8 日	午後 1 時 30 分から午後 3 時まで	大矢野庁舎
5 月 9 日	午前 10 時から午後 3 時まで	大矢野庁舎
5 月 10 日	午前 10 時から午後 3 時まで	姫戸地域振興センター
5 月 13 日	午前 10 時から午後 4 時まで	松島庁舎
5 月 14 日	午前 9 時から午後 4 時まで	龍ヶ岳地域振興センター

5月15日	午前9時から午前11時30分まで	坂瀬川出張所
5月15日	午後1時から午後4時まで	富岡出張所
5月16日	午前9時から午前11時まで	都呂々出張所
5月16日	午後0時30分から午後4時まで	荅北町保健センター
5月17日	午前9時から午前11時まで	島子地区コミュニティセンター
5月17日	午後0時30分から午後3時まで	上津浦地区コミュニティセンター
5月20日	午前10時30分から正午まで	志柿地区コミュニティセンター
5月20日	午後1時30分から午後4時まで	下浦地区コミュニティセンター
5月21日	午前9時から午後4時まで	栖本支所
5月22日	午前9時から午後4時まで	倉岳支所
5月23日	午前10時から午後4時まで	御所浦開発総合センター
5月24日	午前9時から正午まで	横浦島コミュニティセンター
5月27日	午前10時30分から正午まで	J Aあまくさ統合みかん選果場
5月27日	午後1時30分から午後4時まで	赤崎地区コミュニティセンター
5月28日	午前9時から午後4時まで	新和町民センター
5月29日	午前9時30分から午前11時30分まで	宮野河内地区コミュニティセンター
5月29日	午後1時30分から午後4時まで	富津地区コミュニティセンター
5月30日	午前9時から午後4時まで	一町田地区コミュニティセンター
5月31日	午前9時から正午まで	須口地区健康管理増進施設
5月31日	午後1時から午後2時まで	魚貫出張所
6月3日	午前11時から正午まで	二浦出張所
6月3日	午後1時30分から午後4時まで	ふかみふれあいセンター
6月4日	午前9時から午後4時まで	牛深総合体育館
6月5日	午前9時から午後4時まで	牛深総合センター
6月6日	午前9時から正午まで	大江地区コミュニティセンター
6月6日	午後1時30分から午後4時まで	天草勤労者体育館
6月7日	午前9時から午前11時まで	下田北地区コミュニティセンター
6月7日	正午から午後2時まで	福連木地区コミュニティセンター
6月10日	午前11時から午後4時まで	五和支所
6月11日	午前9時から午前11時30分まで	J A本渡五和 五和みかん集荷場
6月11日	午後1時から午後4時まで	天草漁協 二江荷捌所
6月12日	午前9時から午後4時まで	佐伊津地区コミュニティセンター
6月13日	午前9時から正午まで	楠浦地区コミュニティセンター
6月13日	午後1時30分から午後4時まで	宮地岳地区コミュニティセ

		ンター
6月14日	午前9時から午前11時まで	本町地区コミュニティセンター
6月14日	午後0時30分から午後3時まで	亀場地区コミュニティセンター
6月17日	午前10時から午後4時まで	天草市民センター
6月18日	午前9時から午後3時まで	天草市民センター

4 検査を実施する指定定期検査機関の名称
一般社団法人熊本県計量協会

熊本県告示第349号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第6条第2項の規定に基づき、平成31年度（2019年度）の定期種畜検査を有効期限内に検査を行うことができない家畜の種畜証明書の有効期限を6箇月以内に限り延長する旨の通報を受けたので、同法第8条第2項の規定により公示する。

平成31年（2019年）4月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第350号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第1項の規定により次の者を障害者就業・生活支援センターとして指定したので、同法第27条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成31年（2019年）4月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 社会福祉法人東康会
熊本県南部障害者就業・生活支援センター結
- 2 住所 熊本県宇城市三角町波多2864番地103
- 3 事務所の所在地 熊本県八代市北の丸町1番地12宮崎ビル3階
- 4 指定年月日 平成31年（2019年）4月1日

熊本県告示第351号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第32条第1項の規定により、次のとおり障害者就業・生活支援センターの指定を取り消したので、同法第32条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成31年（2019年）4月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 社会福祉法人慶信会
熊本県南部障害者就業・生活支援センター結
- 2 住所 熊本県熊本市南区城南町藤山1276番地2
- 3 事務所の所在地 熊本県八代市北の丸町1番地12宮崎ビル3階
- 4 取消年月日 平成31年（2019年）3月31日

熊本県告示第352号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

平成31年（2019年）4月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
社会福祉法人東康会 宇城市三角町波多2864番地103	特別養護老人ホーム不二の里 菊池市泗水町吉富2276番地1	431100381	平成31年（2019年）3月22日	地域密着型介護老人福祉施設

熊本県告示第353号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サー

ビス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する
平成31年(2019年)4月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社幸亜	訪問介護事業所 彩華	宇土市新町一丁目58ディスクレ吉住	平成31年(2019年)4月1日	訪問介護

熊本県告示第354号

港湾法(昭和25年法律第218号)第39条第1項の規定により八代都市計画八代港臨港地区内の分区指定を次のとおり変更する。

なお、分区の指定変更箇所は図面で示し、その図面は、熊本県土木部河川港湾局港湾課及び八代市役所に備え置き、縦覧に供する。

平成31年(2019年)4月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

特殊物資港区及び商港区をクルーズ港区に変更する箇所
八代市新港町の一部

熊本県告示第355号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成31年(2019年)4月2日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年(2019年)4月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	坂本人吉線	球磨郡山江村大字万江丙字和七畑 82番3地先から同所	前	12.8 ～ 19.5	132.3	災害防除
			後	14.3 ～ 103.7		
		球磨郡山江村大字万江丙字和七畑 82番3地先から同所	前	5.3 ～ 68.1	211.6	
			後	15.1 ～ 78.9		

2 区域を変更する期日 平成31年(2019年)4月2日

熊本県告示第356号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成31年(2019年)4月2日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年(2019年)4月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	玉名八女線	玉名郡和水町字中和仁字西山 798番76番地先から同所	前	6.2 ～ 15.4	87.5	災害復旧

		798番44地先まで	後	7.7 ～ 32.6	87.5	
		玉名郡和水町中和仁字西山 798番44地先から 同所	前	6.0 ～ 6.5	17.0	
		798番44地先まで	後	6.0 ～ 11.9	17.0	

2 区域を変更する期日 平成31年(2019年)4月2日

熊本県告示第357号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成31年(2019年)4月2日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年(2019年)4月2日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	内牧坂梨線	阿蘇市一の宮町三野字生出 1475番4地先から 阿蘇市一の宮町中坂梨字番手 132番1地先まで	前	4.0 ～ 26.7	2101.2	活力創出基盤
			後	4.0 ～ 26.7	2101.2	
		阿蘇市一の宮町中坂梨字番手 132番1地先から 阿蘇市一の宮町坂梨字平口 852番3地先まで		前	4.2 ～ 17.8	
			後	4.2 ～ 17.8	2065.4	
		阿蘇市一の宮町中坂梨字番手 132番1地先から 阿蘇市一の宮町坂梨字新屋敷 662番4地先まで	前	11.8 ～ 52.0	1777.3	
			後	11.8 ～ 52.0	1777.3	

2 区域を変更する期日 平成31年(2019年)4月2日

熊本県告示第358号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成31年(2019年)4月2日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年(2019年)4月2日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	宮地岳今田線	天草市宮地岳町字中村道上 6318番3地先から 同所	70.1	防交安 (改築)

	6313番1地先まで	
2	供用を開始する期日	平成31年(2019年)4月2日

熊本県告示第359号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項の規定により次のとおり指定代理納付者を指定したので、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第25条の2の規定により告示する。

平成31年(2019年)4月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 指定代理納付者の氏名又は名称及び住所
ヤフー株式会社
東京都千代田区紀尾井町1番3号
- 2 指定代理納付者に代理納付させる歳入の内容
熊本県税のうち個人事業税、不動産取得税及び自動車税
- 3 指定代理納付者に代理納付させる期間
平成31年(2019年)4月1日から平成32年(2020年)3月31日まで
- 4 指定代理納付者が代理納付の対象とするクレジットカードの種類
次の国際ブランドマークが付されたクレジットカード
(1) V I S A
(2) m a s t e r c a r d
(3) J C B
(4) D i n e r s C l u b
(5) A M E R I C A N E X P R E S S

公 告

熊本県公告第190号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成31年(2019年)4月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
サンロードシティ
球磨郡錦町西字打越715番1号 外
- 2 変更した事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
イオン九州株式会社 代表取締役 柴田 祐司 福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号	同 左
サンロード株式会社 代表取締役 尾方 春敏 球磨郡錦町大字打越715番地32	同 左
株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション 代表取締役 白川 篤典 名古屋市名東区上社一丁目901番地	同 左
株式会社ヨネザワ 代表取締役 米澤 房朝 熊本市中央区水前寺六丁目1番38号	同 左
株式会社エヌコーポレーション 代表取締役 小椋 昭男 東京都台東区東上野一丁目26番2	同 左
株式会社ハニーズホールディングス 代表取締役 江尻 義久 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27	同 左

番地の1	
株式会社ARUMOK 代表取締役 小村 典子 人吉市相良町1141番地1	同 左
株式会社東京デリカ 代表取締役 木山 剛史 東京都葛飾区新小岩一丁目48番14号	同 左
株式会社ヤマノホールディングス 代表取締役 山野 義友 東京都渋谷区代々木一丁目30番7号	同 左
株式会社タツミヤ 代表取締役 指田 努 東京都八王子市暁町一丁目32番13号	同 左
株式会社多津屋 代表取締役 松田 照美 長崎市浜町4番4号	同 左
株式会社クレイン 代表取締役 新垣 純 東京都港区南青山五丁目6番26号	同 左
株式会社リップスティック 代表取締役 村田 登美子 八代市島田町923番地12	同 左
有限会社靴のワシントン 代表取締役 田ノ上 武徳 人吉市下原田町字荒毛34番地1	同 左
株式会社リョーユーパン 代表取締役 荒木 毅彦 福岡県大野城市旭ヶ丘一丁目7番1号	同 左
大華物産株式会社 代表取締役 清原 成弘 熊本市南区近見八丁目11番40号	同 左
株式会社BLUE SELECT 代表取締役 金山 武 球磨郡錦町大字一武2131番地3	同 左
株式会社ホームセンターサンコー 代表取締役 今井 亮 熊本市東区東町二丁目1番15号	同 左
株式会社ユニクロ 代表取締役 柳井 正 山口市大字佐山717番地1	同 左
株式会社エディオン 代表取締役 久保 允誉 広島市中区紙屋町二丁目1番18	同 左
西村 淳 球磨郡錦町大字一武2823番107	同 左
株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥 昭雄 札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号	株式会社ニトリ 代表取締役 白井 俊之 札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号
ZAKANAKA株式会社 代表取締役 桑島 光雄 福岡市多の津2丁目6番4号	同 左

株式会社エービーシー・マート 代表取締役 野口 実 東京都渋谷区神南1丁目11番5号	同 左
出 店	株式会社明屋書店 代表取締役 酒井 修 愛媛県松山市湊町四丁目1番地19
出 店	株式会社ベルネット 代表取締役 井上 寿男 熊本市南区馬渡1丁目2番30号
出 店	株式会社I D O M 代表取締役 羽鳥 由宇介 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号
出 店	株式会社イエローハット 代表取締役 堀江 康生 東京都千代田区岩本町一丁目7番4号

- 3 届出年月日
平成31年(2019年)1月26日
- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局総務振興課
平成31年(2019年)4月2日から平成31年(2019年)8月2日まで

熊本県公告第191号

次のとおり一般競争入札に付する。
平成31年(2019年)4月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 契約事項の名称
熊本県道路賠償責任保険契約
- (2) 契約内容
熊本県が管理する道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項の道路実延長(3,565,895メートル)(有料道路を除く。)及び熊本県が管理する港湾法(昭和25年法律第218号)に定める臨港道路総延長(62,581メートル)の道路賠償責任保険契約
- (3) 契約期間
平成31年(2019年)6月1日午後4時から平成32年(2020年)6月1日午後4時まで

2 入札に関する事務を担当する部局の名称等

熊本県土木部道路都市局道路保全課管理班
郵便番号 862-8570
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電 話 096-333-2495

3 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 次に掲げる条件を全て満たす者でなければならない。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 保険業法(平成7年法律第105号)第3条の損害保険業免許を受けている者であること。
- (3) 熊本市内に本店又は支店を置く者であること。
- (4) 県税を完納している者であること。
- (5) 熊本県暴力団排除条例(平成22年熊本県条例第52号)第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者であること。

4 入札参加のための確認申請

- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、3に掲げる条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出しなければならない。
ア 競争入札参加資格確認申請書(別記様式3、別記様式3-1)
イ 誓約書
- (2) 提出方法
持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
- (3) 提出期間
この公告の日から平成31年(2019年)4月16日(火)までの午前8時30

- 分から午後5時まで
- (4) 提出場所
2の入札に関する事務を担当する部局（以下「入札担当部局」という。）
- (5) 確認結果の通知
競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 5 入札手続等
- (1) 入札仕様に対する質問の受付期間
2に掲げる入札担当部局においてこの公告の日から平成31年（2019年）4月16日（火）午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書の閲覧及び入札書等の様式、入札説明書の取得
2に掲げる入札担当部局においてこの公告の日から平成31年（2019年）4月16日（火）午後5時まで行う。
- (3) 入札説明会
ア 日時 平成31年（2019年）4月4日（木）午前10時から
イ 場所 熊本県庁本館11階土木部会議室
- (4) 入札の方法
ア 日時 平成31年（2019年）4月22日（月）午前11時
イ 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館11階土木部会議室
ウ 入札方法
この入札は、紙入札とする。
エ 入札書の提出方法
入札書（別記様式1）（代理人が入札するときは、入札書及び委任状（別記様式2））をアの日時にイの場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成31年（2019年）4月19日（金）（必着）までに2に掲げる入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と、中封筒の表に「委託業務の名称」及び「開札日時」を朱書きし、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」及び「委託業務の名称」を朱書きし、中封筒の中に再入札書（別記様式1-2）を入れること。
- (5) 入札金額
入札金額は、契約期間内の保険料総額とする。落札決定に当たっては、入札書の金額をもって落札金額とするので、見積もった契約希望金額により入札すること。
- (6) 開札の方法及び日時等
開札は、(4)アの日時に行う。
- (7) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。
1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、ただちに再入札を行うものとする。
- (8) 入札の無効
次の項目のいずれかに該当する入札は無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
ア 熊本県競争契約入札心得（昭和39年（1964年）熊本県告示第420号）第8条各号のいずれかに該当する入札
イ 民法（明治29年法律第89号）第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- (9) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。
- (10) 落札者の決定方法
開札後、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじを実施し、落札者を決定する。
- (11) 入札保証金
ア 入札者は、入札書の提出期限までに、入札金額の100分の5以上の金額を納付することとするが、納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。
（ア）銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手
（イ）銀行又は契約担当事者が确实と認める金融機関（銀行を除く。）の保証
イ アの規定にかかわらず、次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付を免除する。
（ア）入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
（イ）入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき

- (その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- ウ (11) イに掲げる入札保証金の納付の免除のための書類を提出する場合は、次の(ア)から(エ)までにより提出すること。
- (ア) 提出期限 平成31年(2019年)4月16日(火)午後5時
- (イ) 提出場所 2に掲げる入札担当部局
- (ウ) 提出方法 持参に限る。
- (エ) 提出様式 別記様式4
- エ 入札保証金の還付
- (ア) 落札者に係る入札保証金又はこれに代わる担保は、落札者が契約を締結した後速やかに還付するものとする。ただし、道路保全課において必要と認めるときは、契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に充当することができる。
- (イ) 落札者以外の者に係る入札保証金は、一般競争入札終了後速やかに還付するものとする。
- オ 落札者が6(3)に掲げる期限までに、契約書の案を提出しないときは、入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、熊本県に帰属する。
- 6 契約について
- (1) 契約書の作成の要否
要
- (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を含める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日
- (4) 契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第77条第1項の規定により契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
- ア 納付期限 (3)に掲げる期限
- イ 納付場所 2に掲げる入札担当部局
- 7 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設定しない。
- (3) 入札説明書及び熊本県道路賠償責任保険契約仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得の規定を準用する。

熊本県公告第192号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

平成31年(2019年)4月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作業種類	作業期間	作業地域
基本測量(オルソ作成)	平成30年(2018年) 9月14日から 平成31年(2019年) 3月8日まで	熊本市、玉名市、山鹿市、菊池市、合志市、玉東町、和水町

熊本県公告第193号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成31年(2019年)4月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡大津町大字大津字鍛冶ノ上1400番4、同1401番3、同1402番2、同1403番、同1404番1、同1409番3、同大字引水字西鶴35番8及び水路の一部
3,933.57平方メートル

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市東区保田窪本町4番32号
株式会社ルミナスホーム

熊本県公告第194号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成31年（2019年）4月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡大津町大字引水字西鶴34番3、同35番6、同35番7、同38番並びに里道及び水路の一部
3,110.40平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市中央区水前寺二丁目16番11号
株式会社ホームステージ

熊本県公告第195号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成31年（2019年）4月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字高良木499番3の一部及び同501番1
3,088.31平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市西区田崎町414番地の20
株式会社フレッシュダイレクト

熊本県公告第196号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成31年（2019年）4月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字馬水字大辻122番、同123番、同124番、同125番、同126番1、同126番3、同127番1、同127番2、同128番、同129番1及び同126番5
15,147.83平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上益城郡益城町大字惣領1530番地
社会医療法人ましき会

正 誤

平成29年（2017年）11月24日熊本県告示第1019号（道路の区域変更）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

平成31年（2019年）4月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

ページ	行	正	誤
1	40	50.2	51.0
1	43	89.5	92.6